

# 用水管理協定書

中勢用水土地改良区（以下「甲」という。）と水利組合、営農組合及び自治会等（以下「乙」という。）とは、中勢用水土地改良区地区水利委員規約に基づき、地区における農業用水の管理について下記のとおり協定する。

## 記

### （目的）

**第1条** 近年の渇水の傾向を受け、甲と乙が連携を強化し、節水に努め中勢用水土地改良区管内における農業用水の安定供給と安定した農業経営に資することを目的とする。

### （地区水利委員及び任務）

**第2条** 地区組織は中勢用水土地改良区地区水利委員規約第2条に基づき、地区水利委員を選任する。

2 地区水利委員の任務は次のとおりとする。

- （1）各地区の水管理調整費対象施設の適切な使用及び管理  
特に池からの通水について、降雨時の節水管理
- （2）仮通水から本通水までの間の節水または通水停止
- （3）ほ場のかけ流し防止及び分土工での必要以上の取水防止
- （4）周辺の営農に迷惑となる行為の防止
- （5）土地改良区との調整
- （6）用水施設の点検及び見回り状況を記載した日報の提出
- （7）その他、地区水利委員のみで解決が困難な場合は、土地改良区、水利組合、営農組合及び自治会等の役員との連携のもと対応を行う。

### （用水管理交付金）

**第3条** 甲は用水管理交付金として1年に 円を乙に交付する。

### （協定の継続）

**第4条** 甲又は乙に異議がない場合は、本協定を継続するものとする。ただし、数年が経過し、節水の状況等効果が認められない場合は、甲及び乙は協議の上、協定を終了するものとする。

### （疑義）

**第5条** この協定において定められた事項について疑義が生じたとき、またはこの協定を変更する必要があるときは、その都度甲及び乙は協議する。

前記協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保存する。

年 月 日

甲 住 所 津市納所町 5 2 0 番地  
氏 名 中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

乙 住 所  
氏 名